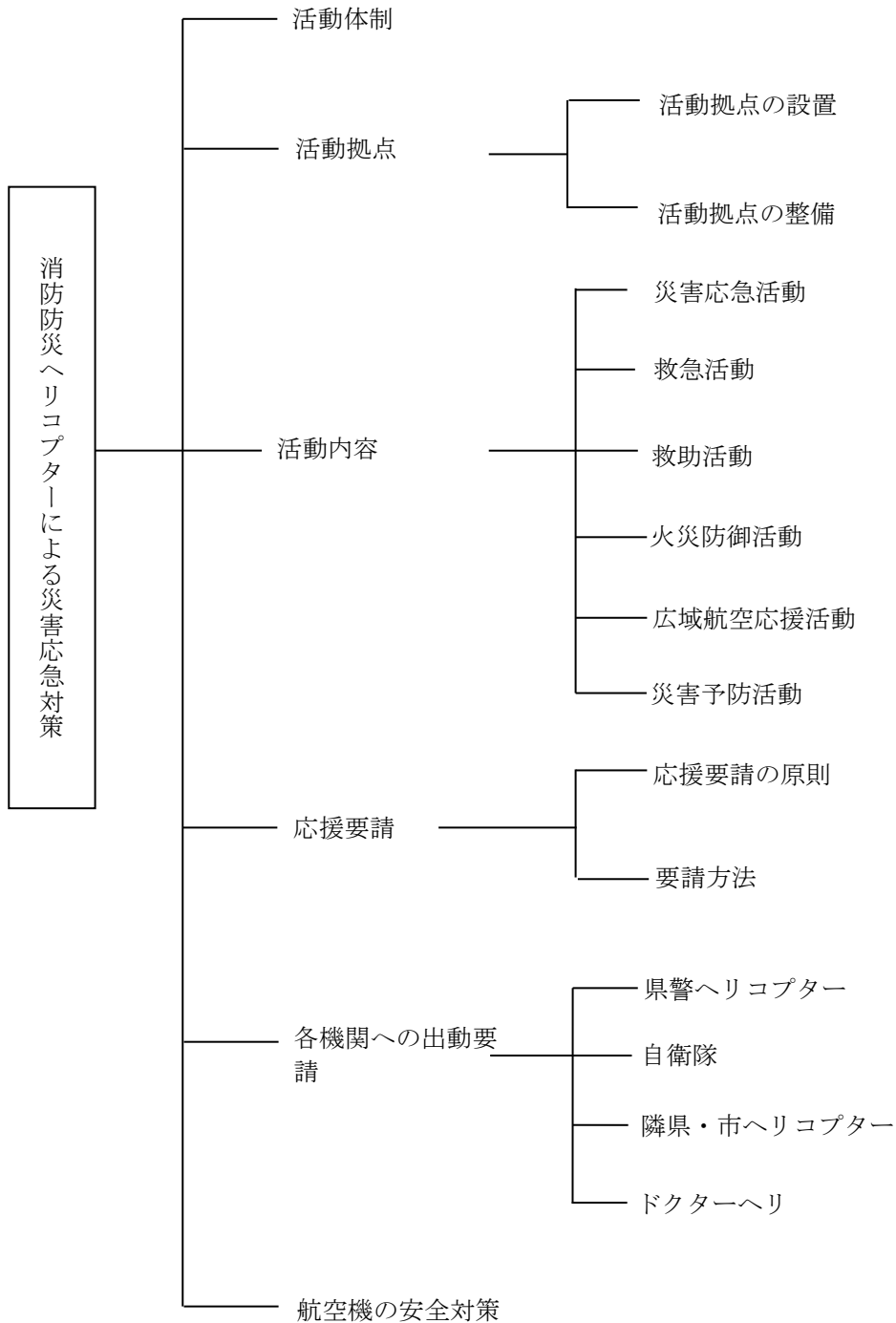


第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県はヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。



第1節 活動体制

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2節 活動拠点

1 活動拠点の設置

災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース（ヘリ運用に関する整備や安全管理、機体整備等を行う拠点）及びフォワードベース（災害地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地）を設置するものとする。

2 活動拠点の整備

- (1) 県は、ヘリベースである山口宇部空港の機能強化を図るとともに、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるものとする。
- (2) 町は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第3節 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 災害対策活動
被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送
- 2 救急活動
傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転送搬送
- 3 救助活動
災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助
- 4 火災防御活動
林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導
- 5 広域航空応援活動
大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援
- 6 災害予防活動等
県民への災害予防等の広報等

第4節 応援要請

町長及び岩国地区消防組合消防長は、知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

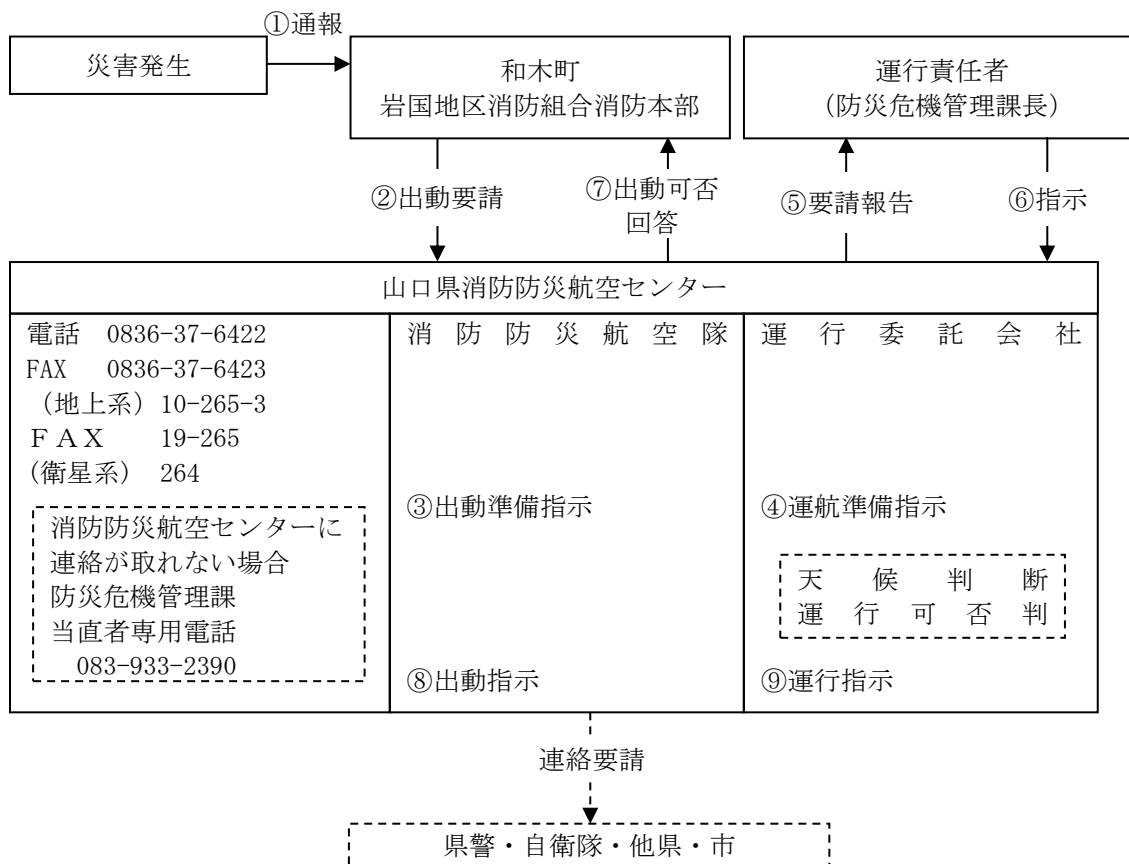
1 応援要請の原則

町長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町内の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。



第5節 各機関への出動要請

県は消防防災ヘリコプターが運行できない場合や複数機による活動が必要な場合、必要に応じ各機関へ出動要請を行う。

1 県警察ヘリコプター

県は、地上からの災害状況の把握が困難な場合には、ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像の配信を県警察へ要請する。

2 自衛隊

県は、「第3編第7章第2節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき要請する。

3 隣県・市ヘリコプター

町及び県は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づいて応援要請する。

4 ドクターヘリ

県は、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の派遣や傷病者の搬送を山口大学医学部附属病院に要請する

第6節 航空機の安全対策

大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的な運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。